



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

「福祉だより信州」は共同募金の
配分金で発行されています。



昭和27年1月11日
第三種郵便物認可第757号
平成30年7月25日発行
(毎月25日発行)

福祉だより 信州

No.
757
2018 8月号

新風人



CONTENTS

みんなで取り組む地域共生・信州	2
福祉保険サービス広告	5
県社協情報局	6
おらほの縁パワー活動!	7
よっ!新風人・今月の逸品・ざわめくアート	8

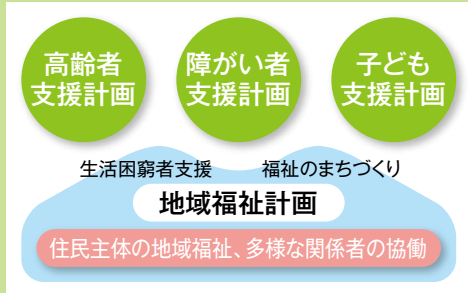
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公民キャラクター

新しい地域福祉計画への期待

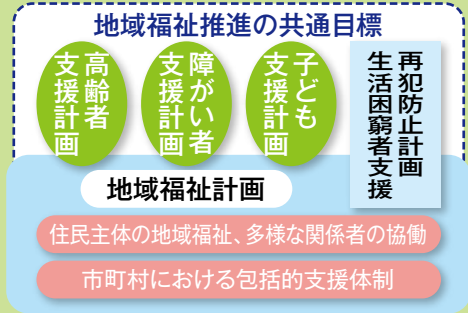
～包括的支援体制づくりを目指して～

図2 地域福祉計画の拡充・強化

■改正前の計画のイメージ



■改正後の計画のイメージ



地域共生社会の実現を目指して、改正された社会福祉法等が、平成30年4月に施行されました。

縦割りの制度・支援から包括的支援体制への転換を目指すもので、地域福祉計画の位置づけも強化され、計画づくりのプロセスを通して縦割り意識の克服が期待されています。

新しくなった地域福祉計画について特集します。

法改正と地域福祉計画の
「パワーアップ」!

地域包括ケアの深化を目指す「地域包括ケア強化法※」により、平成三十年四月、改正された社会福祉法、介護保険法、障がい者総合支援法等が施行されました。
社会福祉法の主な改正点は、次のとおりです。

- ① 地域福祉の理念に「福祉課題」よりも幅広い「地域生活課題」の解決を明記
- ② 市町村における包括的な支援体制の整備について明記(図1参照)
- ③ 地域福祉計画の拡充・強化を規定(図2参照)

図1 新設された「市町村における包括的な支援体制の整備」の概要 社会福祉法の改正点(第106条の3)

住民に身近な圏域	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
市町村域	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の整備

市町村が作成する地域福祉計画は、これまで「任意」作成とされ、県内の策定率は50%に達していませんでした。今回の法改正にあわせて、長野県は、市町村の計画づくりを支援する「地域福祉支援計画」の策定に取り組んでいます。

今後、各市町村地域福祉計画の策定・改訂を通し、地域共生社会の実現に向けて、各種制度やサービスの縦割りをどう克服して包括的支援体制を実現していくのか、熱意と創意工夫あふれる議論が、各地で展開されること期待されます。

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

ご当地流の「包括的支援体制」をどう作っていくか

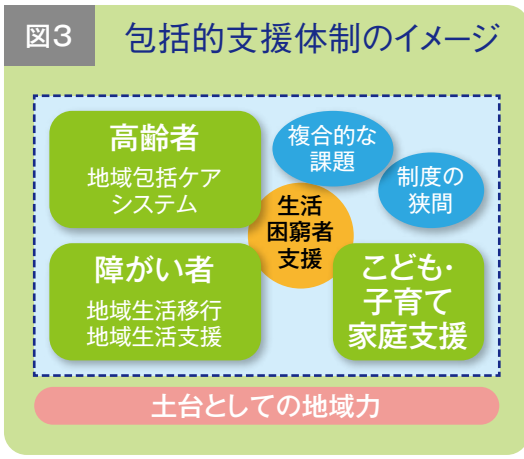
社会・経済の大きな変化の中で、市部、町村部を問わず、複合的な地域生活課題を抱えた世帯が増加しています。

①「8050問題」を例に

例えば、高齢者宅に訪問したホームヘルパーが、50代の息子さんと思われる男性が同居しており、平日も家居されていて仕事等どうなっているのか心配になったとします。

ヘルパーから相談を受けた地域包括支援センターがまいさばに相談。まいさばが関わる中で、息子さんに軽い知的障がいが疑われ、障がい者総合支援

図3 包括的支援体制のイメージ



※厚生労働省資料を改変

センターも関わる等、多機関による支援チームづくりが求められてきます。

しかし、現状では、各相談機関ともケース対応に追われる中でチームづくりが進まず、息子さんの声なきニーズが、埋もれてしまつて重篤化する例も少なくありません。今後、国が推奨する「相談支援包括化推進員」を連携の核として配置し、総合相談機能を強化していくことが重要です。

②地域福祉コーディネーターの配置による包括化

人口2万5千人の箕輪町では、平成26年度途中から、町受託事業の財源などで地域福祉コーディネーター7名を社会福祉協議会に配置し、地区担当制を導入してきました。

さらに、この度、相談機関同士をつなぐことを目的とした「総合相談実務者連絡会」を開催して、相談機関同士の連携強化に取り組むとともに、各地区の住民と専門的相談機関の顔の見える関係づくりを目指していきます。

地域福祉計画の策定プロセスを通じて、地域にあわせて形で相談支援包括化推進員の機能をどう定着させていくかがポイントになると言えるでしょう。

「包括的支援体制」モデルづくりに取り組む

～包括的支援体制構築モデル事業実施自治体検討会～



厚生労働省地域福祉課の吉田課長補佐(写真中央)からは、「困っている人がきちんと相談につながるために、地域住民と専門職が顔の見える関係になっているかがポイント」とのアドバイスがありました。

地域共生社会の実現を目指すモデル事業として、国(厚生労働省)は、平成28年度から「包括的支援体制構築事業」(以下、「モデル事業」)を予算化し、市町村の実施を推進しています。

7月12日(木)、県内でのこのモデル事業を実施している5つの自治体及び受託団体が長野市内にて検討会を開催し、厚生労働省地域福祉課の職員2名もアドバイザーとして出席し意見交換を行いました。

モデル事業2年目の原村では、第三期の地域福祉計画に記載のある、福祉ジャンルだけでない人材バンク

を整備していきたいとのこと。まずは人材バンクへの登録を通して地域の力を見える化し、住民がそれぞれ地域の人材であることの自覚を図り、お互いさま文化を根付かせていきたいと抱負を語りました。

同じく2年目の朝日村では、高原野菜を中心とした農業立村を掲げており、アグリビジネスと連携した農福連携を本事業で実施したいとのこと。また、住民と学校の距離を縮める学福連携の取り組みの紹介もありました。

今年度から実施する富士見町では、事業を受託した町社協が、廃校になった小学校に地域福祉係を移転し、住民に身近な場所ですべてに寄り添った事業展開が行われています。本事業では、複合的な課題を抱えた世帯に伴走型支援を継続できるように徹底したいと話していました。

県社協では、今年度、松本圏域の4村に対して相談支援包括化推進員を配置し、まいさば、圏域障がい者総合支援センター、成年後見センターと連携して多問題世帯等の支援膠着事例の解決支援を行っています。

本会議のキーワードとして挙げられた「地域の特色を活かしたご当地流」を意識し、社会資源の不足する村部においては、特に地場産業振興と合わせた資源開発の視点を大切にしていきたいです。

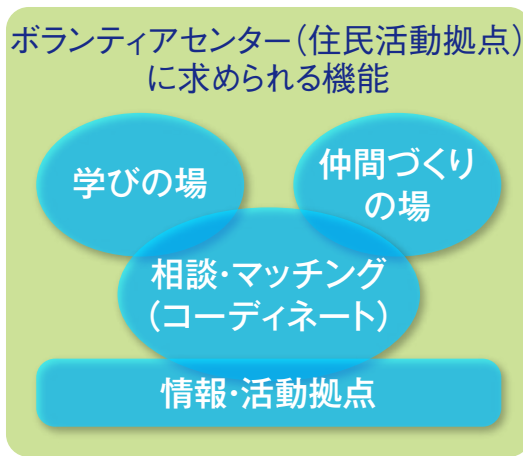
住民主体の地域づくりを支援するために

住民主体の地域づくりは、「一人の百歩」（ボランティア・NPO等）と「百人の一步」（地域ぐるみの活動）の両面から、住民活動支援の環境整備に取り組みることが重要です。

① 学びの機会づくり

県が取り組んできた「住民支え合いマップ」や、市内の自治会単位で「近所福祉計画」づくりに取り組むなど、住民自身が地域の実情を学ぶことが第一歩となります。

また、福祉教育と社会教育、コミュニティスクールなどとの連携も今後ますます必要になります。



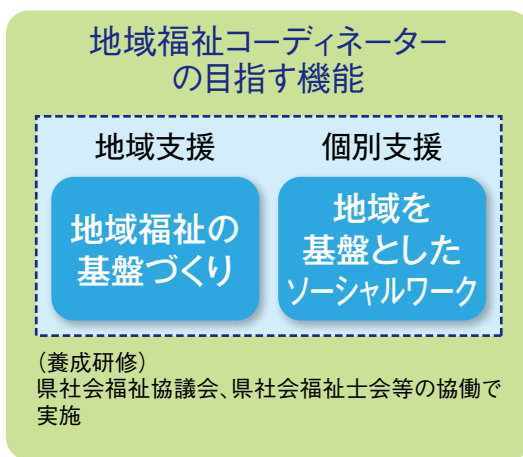
② 住民活動の拠点

社協のボランティアセンターや市部で整備された始めた市民活動センター等の充実や連携が求められています。

また、県内では、伝統ある公民館や地域に開かれた福祉・介護事業所、商店街や農協の店舗活用など地域資源の活用が重要になってきます。

③ コーディネーターの養成

身近な地域で、住民の手に負えない課題を受け止める「何でも相談機能」をどう整備するか、地域福祉コーディネーターの養成や配置が課題となります。現在、介護保険財源により生活支援コーディネーターの配置が進んでいますが、縦割りにならず、何でも相談機能として育つことが期待されます。



社会福祉法人の出番！地域の共通課題の取り組みに向けて

地域共生社会を実現していく上で、各福祉分野で専門サービスを提供している社会福祉法人には、本業や公益事業を通して、既存のサービスで対応できない福祉ニーズを発掘し、新たな社

伊那市で社会福祉法人連絡会が発足



平成30年7月3日、伊那市福祉まちづくりセンターにて

伊那市では、伊那市社会福祉協議会が声かけを行い、市内の8つの社会福祉法人で設立。社会福祉法人の地域貢献を目的とした連絡会結成としては県内初。

高齢者・障がい者・子ども支援など各々得意分野の異なる法人が、初回の会議では子どもの居場所づくり等を共通テーマにして検討。連絡会で一体的に取り組むメリットとして、社会全体、地域全体へのアプローチの可能性などの意見が挙がった。

長野県県内社協公益事業 あんしん創造ねっと



お問い合わせは
Tel.026-228-4244 県社協内事務局まで

「入居保証サービス」がスタート

家族や地域の絆が薄れる中、入居の際の保証人の確保は、福祉分野共通の課題となっている。

県内有志社協による公益事業「あんしん創造ねっと」は、生活困窮者を対象に入居保証・生活支援サービスを、昨年10月から開始。現在までに6名が利用して、新たな生活をスタートしている。

会資源を創り出していく役割が期待されています。地域の社会福祉法人ネットワークの公益事業が活発化していますが、今後、地域ごとに、得意分野の異なる法人が連携して、ご当地流のネットワークをどう生み出していくのか、各市町村での取り組みに期待が高まります。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)			500円	710円

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行所用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJNK17-16970 2018.1.9作成)

平成30年度

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)		見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用				死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円	

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)

定員		基本補償(A型)
補基本 償本 A型	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用 償B型	基本補償(A型) 保険料	[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



です。 充実した補償と 割安な保険料

スケールメリットを活かした

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員等の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆ 30年度新設 クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4)

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJNK17-17293 2018.1.12作成)

交通・災害遺児見舞金のご案内

長野県社会福祉協議会では、交通または災害の事故による遺児等に対して、見舞金を支給しています。

見舞金150,000円（遺児等一人につき）

申請手続き

見舞金の申請手続きは、市町村社会福祉協議会が行います。

（原則として事故発生の日から2年以内に長野県社会福祉協議会に申請書類を提出。）

民生委員・児童委員へのお願い

見舞金の支給対象となる遺児等の把握をされた場合は、最寄りの市町村社会福祉協議会までお知らせください。

<参考語句説明>

遺児等 県内に住所を有し、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通又は災害の事故により、父又は母が死亡し、又は国民年金法による障がい程度1級（身体）に相当する障がいとなった者（父が死亡した後に出生した子があるときは、その子を含む。）をいいます。

交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する車両及びその他の交通機関（鉄道、航空機、船舶等）の運行による事故。

災害事故 風水害等天災による事故、火災による事故、就業による業務上の事故及び人命救助等のため協力救助した者の当該協力援助に伴う事故。

成年後見などに関する無料相談をご利用ください

毎月、司法書士による成年後見などに関する無料相談を行っています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

- 日時** 毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分
- 場所** 長野県社会福祉協議会（長野市若里7-1-7）
- 相談員** 司法書士（社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの会員）
- 相談方法** 面談、電話

※事前に予約の連絡をお願いします。

予約連絡 Tel026-226-0110（長野県社会福祉協議会・相談事業部生活支援グループ）



<相談例>

- ・相続に関して成年後見人が必要と言われたが、どうしたらいいか
- ・父親名義の土地を売却しようと思うが、父親が認知症で不動産業者との話が進まない
- ・一人で暮らしている母が、訪問販売で高額な物を買ってしまうので何とか防止したい
- ・将来、もし判断能力が低下してしまったら、財産の管理をどうしたらいいか心配 など

問合せ先

長野県社会福祉協議会 相談事業部生活支援グループ
TEL 026-226-2036 FAX 026-291-5180



「森のお兄さん」が合言葉! 地元の野菜が集まる市庭に集い 情報が交わされる

連絡先 軽井沢情報市庭 事務局
軽井沢町社会福祉協議会 軽井沢町ボランティアセンター
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844-1
TEL 0267-45-8422 FAX 0267-46-2116



リゾート地や観光地として国内外からさまざまな人が訪れる軽井沢町に、地元の新鮮な野菜や、それらを使った料理を提供するカフェなどが並ぶ「^{ほっちいちば}軽井沢発地市庭」という農産物等直売所が2年前に建てられました。木をふんだんに使ったぬくもりのある建物は、訪れる人々の心を温かくします。

そんな軽井沢発地市庭では、毎月第3木曜日14時から15時まで「情報市庭」という情報交換の場が開かれています。行く、行かない、休みますなどの申し込みは一切不要。立場や得意分野、業界や所属を越えて様々な人が集まり、「こんなことができます」「こんなことしたい」「人手が足りない」「イベントやるから来て」「私、手伝えるよ」「あの団体とやってみる?」など話題はさまざまです。つながる、つなげるきっかけがここにはあり、助け合いの場となっています。

6月の情報市庭。いつもは太陽の光が差し込むガラス張りのイベントスペースで行っているそうですが、今回は会議室。「なんだか秘密の会議みたいでたまにはいいね」と情報市庭長の高尾幸男さんは言います。この日は軽井沢にお住まいの方はもちろん、長野市や坂城町の方も参加。驚くべきは、皆さんの業種です。有名ホテルの代表取締役やファイナンシャルプランナー、個人でボランティア活動を行っている方、カフェの店員さん、森林インストラクター、自称軽井沢仙人などさまざまな人が集いました。14時から自己紹介も兼ねて自らの活動をPRしていきます。15時からフリータイム。この人とつながりたいと思う人へ声をかけて、いつの間にか緩やかにつながりが広がっていました。

来られた方に参加した理由を聞いてみると「やってみたくことがあってずっと来たいと思っていたけど、来られていなかった。今回、あの人に言われて来たのです」と元々情報市庭に参加していた方からの口コミが参加のきっかけになったと教えていただきました。高尾さんは「きれいごとではない、地元のリアルな困りごとを結び付けて助け合う、そんな協力体制を軽井沢でつくっていききたい」と言います。

軽井沢はそこで生まれ住んでいる人、軽井沢の地が好きで移り住んだ人などさまざまな人が多様な形態で生活をしています。情報市庭に来る人はいつも同じではなく、人数も10人~20人とバラバラです。「森の(木が三つで第3木曜日)おにいさん(午後の2時~3時)」を合言葉に、新しい出会いや活動のヒント、シナリオがないからこそ生まれるストーリーを楽しみに、人が集い、生の言葉を交わしていました。



困っている、やってみたく、こんなことができる等、ヒト・モノ・カネがつながる場所。アピールしたいものを持ってくる方も。

ボランティア
全国フォーラム
軽井沢2018

平成30年11月3日(土)~4日(日)に 軽井沢大賀ホールをメイン会場に開催!!!

地域はもちろん、学校でも、会社でも、生活の中に当たり前ボランティアやボランティアな精神が息づく、そんな社会をめざし、ボランティア全国フォーラム軽井沢2018で参加者の皆さんと想いを共有し、ともに考え、全国に発信していきましょう。皆さんのご参加をお待ちしています!

フォーラムの準備状況や参加などについての詳細はコチラ

ボランティア全国フォーラム軽井沢2018

facebook / <https://www.facebook.com/karuzawa2018/>

ホームページ / <http://www.karuzawashakyo.com/>

facebook



ホームページ



分科会PR
vol.3

軽井沢から発信!! 住民参加のまちづくり

広がる住民相互のネットワーク構築をめざし、多くのボランティア、地域活動者、住民自らが立ち上がり行う「互恵の形」を学びます。



よっ! 新風人

毎号福祉の現場に新しい
風を吹き込むスタッフをご紹介します。

社会福祉法人 上田しいのみ会
しいのみ療護園
生活支援員(副主任支援員)
牛澤美穂さん



webでも
ご覧になれます



利用者さんと過ごす時間、笑顔があふれる。



五感で受け止め、相手の立場で考え、行動に移す。



福祉の職場説明会参加から入職へ至った牛澤さん。



1人ひとりが地域とのつながりを大切にしている。

「人として、社会人として、福祉専門職として、職員の質の向上が利用者のためにつながる」という信念のもと、職場環境向上に努めているしいのみ療護園。管理職と若手職員のパイプ役として、後輩の良き相談相手として、奔走する副主任支援員の牛澤美穂さんにお聞きしました。

Q 今のお仕事の内容を教えてください。

A 入所されている方の生活全般の介助や、季節の行事の企画・運営などを行っています。また、地域のお祭りやお花見など、外出支援も積極的にを行っています。

Q 印象的だったことは何ですか。

A 主任1名、副主任4名体制で色んな視点を大切にしつつ職員が相談しやすいよう心掛けています。大変なこともありませんが、どうすれば良くなるか他の職員と考え、改善できた結果、利用者さんと過ごす時間が増えたり、他の活動に充てる余裕ができたりますと、働きやすさにもモチベーションの向上にもつながると思います。

Q 大切にしていることは何ですか。

A 何気ない一言でも一人ひとり受け取り方は

異なります。一言の重みを感じつつ丁寧に関わるようにしています。

Q 福祉の道を目指す人へ一言お願いします

A 福祉と言っても様々な分野があります。また、施設の特徴もそれぞれ異なります。まずは職場説明会や見学会に参加し、担当者と話してみると雰囲気や伝わると思います。その上で、自分が大切にしたいポイントと合うところを探すとミスマッチが減り、長く働けるのではないかと思います。

先を読んだ的確に動ける力と、職員にも利用者さんにも常に思いやりを持って接することができると入職当時から期待されていた牛澤さん。期待に応え、その力を発揮する姿も職場の環境があつてこそと改めて感じました。

牛澤さんの座右の銘、そして、しいのみ療護園の取り組みとは？ 続きは県社協HPでご覧いただけます。

今月の逸品

かえで焼き(今川焼)

堀金かえでの家では、キッチンカーで「かえで焼き」の製造販売を行っています。“利用者さんが地域に出て活躍できる仕事を増やしたい”との思いのもと始めて2年目になります。モチモチの皮と、甘さ控えめの北海道産小豆の粒あんが一押しです。皆様ぜひご賞味ください。



・粒あん ・クリーム
・ハムチーズ
…1個100円(税込)
※その他、季節商品がございます。

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会
すてっぷワーク堀金かえでの家
長野県安曇野市堀金鳥川2132-6
TEL.0263-73-1107 FAX.0263-73-5775



ざわめくアート



作者: 窪田 莉玖(くぼた りく) 11歳 御代田町在住

なぜか? 何だろうか? 彼は渦巻き模様の世界を見つけたのだろうか?

人は言葉で他人とコミュニケーションを取る。しかし、どれだけ思い言葉に出来ているのだろうか? そっと手を握るだけで伝わる優しさもある。睨みつけるだけで伝わる怒りもある。アートは、そんな感情表現と似ている。作者の心の深い所でうずくまる感情が、たどり着いた場所は白い紙の上。

●ご感想、お問合せ、
掲載希望等は下記へお寄せください。

webでもご覧になれます

長野県社会福祉協議会
総務企画部 総務グループ
TEL 026-228-4244
FAX 026-228-0130
E-mail soumu@nsyakyu.or.jp

長野県 社会福祉協議会	福祉・ 介護べり帖	長野県福祉研修実施団 体 きやりあねっと	信州福祉・ 介護のひろば